

8.16. 専門家等の助言内容

8.16. 専門家等の助言内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の結果について、専門家等に技術的助言を受けた。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容は表 8.16-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 8.16-1(1) 専門家等の助言の内容

| 専門家等の 専門分野 | 技術的助言の内容 | |
|---------------|----------------|--|
| | 項目 | 内容 |
| 大気質 | 大気質 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査の期間中に、九州防衛局による佐賀駐屯地などの工事が行われていたと思うので、その旨の記載について検討すること。 |
| | 温室効果ガス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「佐賀空港脱炭素化推進計画」(令和7年1月 佐賀県)に関わらず、需要が落ち着くと想定される滑走路延長供用開始約10年後の令和27年度(2045年度)における温室効果ガス排出量の推計値は算出すること。 ・ 推進計画に記載された、令和32年度(2050年度)の温室効果ガスの削減目標(カーボンニュートラル)の記載について検討すること。 |
| 騒音 | 騒音、振動、 低周波音 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機騒音について、地域住民の方などから問われた際には、滑走路延長及び運航回数の増加による騒音影響の変化はどの程度か、騒音レベルの変化量(dB)を示せるよう準備しておくことが望ましい。 ・ 航空機騒音について、継続的にモニタリング調査は重要と考える。 ・ 資材等運搬車両の運行による振動について、佐賀空港が立地する干拓地は有明粘土が厚い軟弱地盤地域のため、ダンプトラック等の大型車が走行する際に、地域住民の方が比較的大きく揺れを感じる可能性がある。 |
| 水質 | 水質、底質 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質(水の濁り)について、仮設沈砂池だけでは濁りの低減が十分にできない降雨も考えられる。濁りの排出を可能な限り低減するという考えが重要であることから、環境保全措置として、汚濁防止膜の設置を検討すること。 ・ 水質(水の汚れ)について、防除雪氷剤やマイクロプラスチックなどの環境への影響が正確に把握できないものについては、可能な限り流出させないことが重要である ・ 底質について、集水枡などの堆積物等の定期的な清掃に努め、可能な限り流出させないことが重要である。 |

表 8.16-1(2) 専門家等の助言の内容

| 専門家等の 専門分野 | 技術的助言の内容 | |
|---------------|----------|---|
| | 項目 | 内容 |
| 動物 | 陸生動物 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥類における、滑走路延長の工事について、鳥類の繁殖期と重複する期間は、繁殖活動に影響が無いよう工種や施工計画などの内容に留意すること。 |
| 動物 | 水生動物 | <ul style="list-style-type: none"> 空港前面に広がる有明海域は、干潟部であり水の濁りや汚れに係る成分も非常に高い。そのため、本事業に伴う濁り、汚れの影響はほとんど生じないものとする。 |
| 生態系 | 陸域生態系 | <ul style="list-style-type: none"> 佐賀空港周辺から近接する東よか干潟（ラムサール条約の登録湿地）に移動する鳥類が本事業で影響を受けるような状況にはないと思われる。 |
| | 水域生態系 | <ul style="list-style-type: none"> ムツゴロウについて、事業の影響を受ける可能性は低いと考えるが、注目種として予測の対象とした方が望ましい。 |